

社会主義憲法と憲法的統制

浅井幸男

I

『現代憲法裁判論』の著者マウロ・カベレッティはその「日本語版への序」と「はしがき」において次のように述べている。⁽¹⁾

「第2次大戦後、ますます多くの諸国において憲法裁判が法的・社会的・経済的変革の原動力となっていることは議論の余地のないところであろう。……『不公平』・『非道』・『非合理』・『不自然』な法や命令への不服従は人類の永遠の問題であった。今や人類の英知がこの問題を『合憲性』の観点から処理しようと試みている。すなわち、憲法に適合しない法律や命令に従わない権利の確認である。立法の合憲性の司法審査はこの永遠の問題の近代における一面にすぎない。他の面としては行政行為の司法審査があり、これについては憲法訴訟や保護請求といった興味ある諸制度があって、基本的価値の司法的保護を非立法的な政府活動にまでも拡張することが試みられている。」
「司法審査制が合衆国にはじまってヨーロッパその他多数の国に拡大している。……この制度は最近ユーゴスラビアにも導入されており、その意味でこの制度はまったく異なったイデオロギー的憲法環境にも根づくにいたっているわけである。」

上のカベレッティの所説に関連して指摘しうることは、第1に、今日多くの国が憲法裁判制度を採用しているが、その動機は第2次大戦中のナチ独裁による権力の濫用と人権の完全な侵害の⁽²⁾にがい経験にあること、とくにイタリアと西ドイツの憲法裁判所は、その反省の上に立って設置されたこと、第2に、和田英夫教授の言をかりるならば、⁽³⁾「フランス等ラテン法系の伝統の下にあるイ

タリアの司法制度の中において、いわば異質ともいうべきドイツ型憲法裁判所⁽⁴⁾を大胆にも創設したことは注目に値すること、第3に、議会が公権力の現実的な統合機関となるような統治様式をとる社会主義国では、今まで合憲性保障の司法的形態は理論的・制度的になじまないものとして、その採用の可能性は予想されえなかったが、今日ユーゴスラビアとチェコスロバキアの憲法が合憲性の司法審査を規定したことは、「異なったイデオロギー的憲法環境にも(それが)根づく」ことを知るとともに、憲法におけるこの要素がいずれは国家と法に関するマルクス主義法学を大いに変形させることになるかもしれない⁽⁵⁾ということである。

憲法は国家の最高規範である。この憲法の最高法規性を維持するためには、憲法に反する規範創設作用を含むすべての国家作用を排除しなければならない。

「憲法の保障とは憲法の本来の規範内容が、国家作用によって変更されるのを防止すること、すなわち憲法の空洞化を防止することをいう。⁽⁶⁾」

憲法は、国家的・社会的・個人的価値を法典化=成文化したものである。近代市民国家は、「すべての権力は国民から発する。但し、国民は委任によるほか、権力を行使することはできない。フランスの国家組織は代表民主制である」(フランス1791年憲法第3編前文2条)と議員の国民代表の原理を宣言した。そしてその代表機関たる議会在法の唯一の源泉とみなされた。議会は憲法に示された基本的価値を具体化するための法の定立を要請されたのである。その意味で憲法は実定法に対する優位法たる立場にあった。現代では、この憲法の優位性を確保するために、憲法に「硬的」性格が付与されている。「つまり、優位性とその秘蔵する価値に相対的不変性を付与しようとするのである。⁽⁷⁾」

憲法の成文化が憲法保障の第1段階ならば、憲法への「硬的」性格の付与は、その第2段階である。これらの憲法保障制度は、憲法が掲げた基本的価値を下位の実定法が正しく反映するものという前提に立っていた。ところが「ナチーファシスト時代の経験は立法部に対するこの信頼の伝統を動揺せしめ、

人々は立法部がかつて不変とされた原理を無視することに対する抑止手段として司法部を再考しはじめたのである。」「つまり、立法権自体から独立し、かつ裁判官または法体系によっては特別の憲法裁判所の積極的な活動ということのなかに具体化される憲法保障手段⁽⁸⁾を設けることである。」

憲法保障の実質的な意義は、恣意的な国家権力作用から市民の憲法上の権利・自由を守ることにある。その制度的保障形態については、イェリネック⁽⁹⁾、ケルゼンの学説が基礎となっているが、今日では憲法の枠組みの中の憲法の組織的保障（制度化された保障）と非常方策たる非組織的保障（緊急的、例外的制度化されていない保障）に分けられる。前者はさらに実体的保障と手続的保障に分けられ、実体的保障は、憲法の最高法規性の宣言、憲法擁護義務の宣言、権力分立制の採用、憲法改正手続によって憲法の侵害を未然に防ごうとするものである。手続的保障は、憲法が現実⁽¹⁰⁾に侵害された場合の事後的救済措置で、憲法秩序の回復を目的とする制度である。具体的には裁判所または政治機関による違憲立法審査制度である。裁判所による違憲立法審査制度は、通常（司法）裁判所による場合（アメリカ型）と憲法裁判所による場合（ドイツ型）に分けられる。政治機関による場合はフランスで確立された制度であることからフランス型ともいわれている。

非組織的保障には、国民の抵抗権と国家の緊急権がある。

違憲立法審査制は、「アメリカ憲法体制のもっとも顕著な特徴」（Corwin）である。しかしそれを認める規定は合衆国憲法にはない。それは1803年のマーベリ対マディソン事件の判決で確立した判例法である。

当時の最高裁判所長官マーシャルが、そこで展開した論理は、⁽¹⁰⁾

- (1) 憲法は通常⁽¹⁰⁾の法律より上位にある最高法規であること。
- (2) 司法審査は権力分立原理から論理的に帰結されること。
- (3) 裁判官は法の解釈者であり、この機能と責任は憲法にも及ぶから、憲法と法律との間の矛盾が存するか否かを決定しなければならないこと。

であった。

ヨーロッパ大陸では早くから違憲立法審査制をめぐって論議されてきたが、それが実質的に結実するのは第2次大戦後の西ドイツとイタリアの憲法裁判所である。フランスでは1946年憲法が「憲法委員会」を、1958年憲法が「憲法評議会」を設けた。これは「政府機関による違憲立法審査制度」の代表例である。

このように第2次大戦後の資本主義諸国の憲法は、様々の形態でもって法律の合憲性を保障することによって議会主義に対する不信ないしは危惧を救い、同時に近代立憲主義に一つの転換ないし発展をもたらしていることは、今日指摘されているこの保障制度の否定的側面を差引いても、なお評価しうるところである。

今日、資本主義諸国の憲法に対置される社会主義諸国の憲法は14を数えることができる。したがって憲法の原理と制度を語る場合には社会主義憲法を無視することはできない。また、法的イデオロギー形態としての憲法を体制の本質としての経済構造に還元する方法、すなわち憲法の階級的性格の相異のみを理由として、「資本主義憲法」と「社会主義憲法」の比較検討を避けることは正しくない。少なくとも近代憲法の価値原理たる人間の解放とそのための権力抑制のための諸機構（組織原理）は両憲法の比較検討の対象となりうる。

ソビエト憲法学の「憲法概念」の特徴は、憲法は革命によってもたらされた事実関係、既存の権力関係を記録したものにすぎないという考え方に示されている。いわゆる憲法＝記録説である。この説は初期ソビエトで唱えられた「過渡期国家論」と結びついて、近代憲法の重要な原理たる憲法の規範的性格と最高法規性観念を軽視することを意味した。それに、ソビエト憲法の権力分立制の否定（ソ連邦1936年憲法30条、65条、105条）、憲法の軟性的性格も加わって、憲法の実体的保障の欠如につながった。ことに憲法の規範性と最高法規性観念の軽視は、現実の革命過程や権力作用過程が憲法規範を通じて行われることを無視するか、拒否することを認めることになり、そのことは遂には権力の恣意的発動と「ソビエト民主主義」の自壊作用をまねく可能性をはらんでいたのでは

る。スターリン体制下のソビエト国家の現実、その代表例である。

むろんソビエトの法学者も一般的には通常法律に対する憲法の優位性は認めている。すなわち、「憲法」を「基本法」(Основной закон)と称して、すべての通常立法に対する法的基礎と考えている。かように、憲法の優位性は理論的には認められているが、実際には、通常法規範に対する憲法の優位性は、かなり変更されてきたのである。何故ならば、「プロレタリア独裁はいかなる法律にも拘束されない権力である」という考え方が根本にあるからである。すなわち、「統治原則の源泉としての憲法がソビエト国家のより高度の統治原則——プロレタリア独裁の統治原則の特質や内容によって、制限されていることを忘れてはならない。……共産党の綱領や時々の指令が、全政治体の機能に対して不断にその基準となっている以上、憲法は法規範の根源であるとはいえず、⁽¹¹⁾明らかにただ一つの源流ではあり得ない。」

そのような歴史的流れを予想してか、1919年のロシア共産党第8回大会は、つぎの決定をしていた。

「党集団の機能とソビエトのような国家機関の機能とを混同することは、いかなる場合でも許されない。この混同は重大な結果をもたらすであろう。……党は、その決議をソビエト機関をとおして、すなわちソビエト憲法の枠内で実施する。党はソビエトの活動の指導につとめるが、ソビエトに取って代ることはつとめない。」

スターリンは、この決定を無視して、党のスローガンは法律の力をもつと主張してきたし、スターリン死後のフルシチョフ時代にも、なお、その傾向はつづいた。ソ連邦におけるこのような傾向は、特殊ソ連邦的なものではなく、他の社会主義諸国にも程度の差はあれ存在していたこと、また存在していることは否定しえない。その原因がどこにあるかはスターリン死後、論議されてきたし、今も益々盛んである。ソ連邦を除く他の社会主義諸国の1960年以降の新しい憲法の制定は、そのような社会主義体制がもつ否定面克服への志向のささやかな表明である。しかしその中でもユーゴスラビアの実験は大胆かつ積極的

に、否定面の原因を深く掘り下げ、その克服への姿勢を示したものといえる。

資本主義憲法学のもとでは、恣意的国家行為に対する障壁としての、合憲性の司法的・政治的統制の問題は古くから論議されてきた。社会主義憲法学では、今までこの問題については、「遺憾ながら長期間にわたって、大規模に解明されることはなかった。」最近ようやく『『憲法的統制』(Конституционный контроль)と『憲法的合法性』(Конституционная законность)の防衛の問題は特に重要な意味をもってきている⁽¹²⁾』という認識が生まれ、それに関する若干の労作が発表されてきたことは、評価すべきであり、それが今後どのように制度化されるか注視すべきである。

本稿は、以上の若干の労作を手がかりに、社会主義諸国の現行の憲法保障制度を、憲法条項にもとづいて明らかにしたものである。

注(1) マウロ・カベレッティ、谷口安平・佐藤幸治訳『現代憲法裁判論』(有斐閣) ii—iii頁、x頁。

(2) イタリアの1948年憲法の主要な制度的新機軸は、憲法裁判所の創設であった。しかし、この制度は非常に困難の中に発足した。現に仕事を開始したのは、1956年4月13日であった。憲法裁判所については、イタリア憲法第6章「憲法の保障」第1節(134条—137条)に規定されている。西ドイツは、第2次大戦後の1949年憲法(「ドイツ連邦共和国基本法」)で違憲審査権を明文で定め、その機関として連邦憲法裁判所を設置した(92条以下)。憲法裁判所のモデルといわれている。

(3) フランスでは、1958年憲法(いわゆるドゴール憲法)で「憲法評議会」を創設した(56条—63条)。

(4) 和田英夫「憲法保障機関としての裁判所——西ドイツとイタリアの憲法裁判所を中心として——」(和田・小林(三)・小林(孝)編『現代の裁判と裁判官』〔ぺりかん社〕73—74頁)。

(5) M. カベレッティ、前掲書、96頁。

(6) 清水望編『比較憲法講義』(青林書院新社)289頁。

「憲法保障」については、つぎのようにも定義されている。

「実定国法秩序の最高規範である憲法が、下位の法規範ないし法的措置によってその規範の意味内容を変更されることを、事前に防止し、または事後に匡正する措置」であると、また「ケルゼンは、1928年のドイツ国法学会におけるトリペ

ルとの論争の中で『憲法の保障とはもっぱら憲法違反の法律を阻止するための手段を意味する』と定義している（中村・阿部・池田編『憲法（1）総論』〔有斐閣双書〕93—94頁参照）。

わが国でこの用語が用いられるようになったのは最近であるが、この用語が成文憲法典で用いられたのは、19世紀ドイツの諸ラント憲法（1818年バイエルン憲法第6章、1831年ザクセン憲法第8章）においてである。

- (7) M. カベレッティ, 前掲書, ix頁。
 - (8) M. カベレッティ, 前掲書, ix頁。
 - (9) イェリネックは、彼の著『一般国家学』（1900年）の最終章「公法の保障」の中で、
 - ① 社会的保障 ② 政治的保障 ③ 法的保障の三つに分けて論じている。
 - (10) 高柳賢三『司法権の優位』（増訂版・有斐閣）48頁参照。
 - (11) J. タウスター, 前芝確三・川口是訳『ソ同盟における政治権力 I——1917—1947——』（岩波現代叢書）26—27頁。
 - (12) И. П. Ильинский, Б. В. Щегинин, Конституционный контроль и охрана конституционной законности в социалистических странах, 《Советское государство и право》, 1969 г., № 9, стр. 40.
 - (13) Л. Д. Воеводин, Д. Л. Златопольский, Н. Я. Куприц, Государственное право зарубежных социалистических стран, Москва, 1972 г. の最終章（《Конституционный контроль в зарубежных социалистических странах》）。
- I. Kovács, *New elements in the evolution of socialist constitution*, Budapest, 1968の最終章（《Constitutionalism and the protection of constitution》）。
- Б. Йованович, Конституционные суды Югославии, 《Советское государство и право》, 1967 г., № 3.
- Dordi. J. Casa, *Constitutional judiciary in Yugoslavia*, 《Yugoslav Law》, 1976, No 1.

II

(a) 社会主義諸国においては、憲法的統制は、「憲法と憲法的合法性の遵守の点検、同時に国家の最高機関のすべてのアクト（акт）の憲法への適合性の点検」ならびに「このような点検を実施しつつ、対応した国家機関それ自身による憲法的合法性の強化を促進する⁽¹⁾」ことにあると、理解されている。すなわち、社会主義諸国における憲法的統制は、本質的に憲法的合法性を擁護するた

めに、国家行為が憲法にはずれている場合には、それを明示するだけでなく、それを阻止すること、同時に憲法的意義を有する国家的・法的未解決問題を憲法に応じて解決することにある。

憲法的統制は具体的には、つぎのような課題を実現することに務める。

第1に、国家機関の活動における憲法の厳密なそして確固たる遵守の保障。

第2に、憲法に違反する法的行為や個々の規範の摘発と排除。

第3に、新しく採択された非立憲主義的なアクトへの警告。

第4に、連邦国家における共和国憲法と連邦憲法との一致の保障。

第5に、国家機関の間における権限の争いの解決。

すなわち、社会主義諸国における憲法的統制の範囲は立憲主義的な法創造と現実の憲法的規範の遵守として理解⁽²⁾されている。

(b) 大多数の社会主義国における憲法的統制の権限は、「国家権力の最高機関」たる議会とその常設機関たる幹部会に付与されている。合憲性の司法的統制 = 司法審査制は、ユーゴスラビアとチェコスロバキアを除いては採用していない。ソ連邦その他の社会主義国が司法審査制を斥け、法律の憲法適合性を確保する権限を、それを制定する機関に委ねたのは、司法審査が「権力分立という『ブルジョアの教義』の一面をなすものである」という理由に基づくもので……社会主義では、すべての権力が、『全権力の源泉』たる人民と直結するひとつの最高機関に統合されるのである。したがって、人民によって選挙される成員よりなる最高機関（最高会議、人民議会）が制定する法律は、『主権をもつ全人民の意思』の表示であるということになる。社会主義体系の下では合憲性の統制は議会外の機関によって行使されえず、また西欧諸国や合衆国の経験を手本となしえない⁽³⁾ということは、権力統合と人民の最高性の原理からすれば当然である。」

たとえば、ソ連邦1936年憲法の下では、憲法的統制のすべての機能はソ連邦の国家権力の最高機関に、連邦構成共和国および自治共和国においては、共和国の国家権力の最高機関に集中している。

ソ連邦憲法14条はつぎのように規定している。

「その国家権力の最高諸機関および国家行政の諸機関によって代表されるソビエト社会主義共和国連邦の管轄権限の範囲は、下記の通りである。……

(一) ソ連邦憲法が遵守されるよう監督し、かつ連邦構成共和国憲法がソ連邦憲法に適合するように保障すること。……。」

ここにソ連邦の最高国家権力機関とはソ連邦最高ソビエト(Верховный Совет СССР)(30条)とソ連邦最高ソビエトで選出された常設のソ連邦最高ソビエト幹部会(Президиум Верховного Совета СССР)(48条)をいう。連邦構成共和国では共和国最高ソビエト(57条)と共和国最高ソビエトで選出された常設の共和国最高ソビエト幹部会(61条)である。

ところがソ連邦において最高国家権力機関としての役割を実際に果すのは、年2回しか召集されない最高ソビエト(46条)ではなく、常設機関たる最高ソビエト幹部会である。したがってソ連邦において憲法的統制を実際に行う機関は、ソ連邦最高ソビエト幹部会ということになる。共和国においては、連邦構成共和国と自治共和国の最高ソビエト幹部会である。幹部会は、法的安定性確保のための憲法的統制を実施する。その第1は、憲法14条(一)にもとづく統制であり、第2は、憲法49条(二)にもとづく「現行法律の解釈を行うこと」である。第2については「憲法的統制の変種である⁽⁴⁾」と考えられている。

ソ連邦幹部会は、今までに法の解釈と注釈についていくつかの幹部会令(указ)と決定を発している。また共和国の立法が憲法とソ連邦の法律に適合してないとして、それを是正する措置を講じるよう提案した。共和国の規範的法令が全連邦法に適合してないことを発見した時には、その旨を共和国最高ソビエトに伝達する。さらに、共和国の権威ある機関が全連邦的立法に適合する規範的法令を導入しないときには幹部会は、この問題に対して通常ウカースの形で特別の決定をする。1938年1月から1969年2月の間に、幹部会は共和国憲法の個々の条項がソ連邦憲法に適合してない問題に対して四つのウカースを、また、全連邦的立法に共和国の規範的法令が適合してないことに対して六つの

ウカースを⁽⁵⁾発した。最高ソビエトとその幹部会以外に憲法保障機能の役割をになり機関として、最高ソビエトの常任委員会がある。とりわけ連邦ソビエトと民族ソビエトの立法事前審議委員会は、最高ソビエトに上程される予算、経済、外交以外の議案を会期前に審議し、あわせて自ら法案を作成することを任務とするのみでなく、ソ連邦の法律とソ連邦最高ソビエト幹部会のウカースの⁽⁶⁾⁽⁷⁾執行に対する統制に参加する。

憲法14条にいう「国家行政の諸機関」とは、ソ連邦大臣会議(64条)およびソ連邦の各大臣(72条)をいう。この国家行政の諸機関は、憲法的統制の権限を有しないことは憲法31条と49条の規定から当然である。

以上の諸点から現行ソ連邦憲法にもとづく憲法的統制の特徴は、つぎの三点に要約することができる。第1に、非司法的(政治的)性格を有すること。第2に、統制の対象となる事項(行為)を特定していないこと。したがって憲法上統制権の及ぶ範囲がかなり広範囲にわたるものと考えられる。第3に、権力分立制を排し、「権力統合」制を採用している当然の帰結として、「外在的統制」でなく、「内在的統制」が行われていること、である。

第3の特徴は、統制機関と被統制機関とが同一であるか、あるいは少くともきわめて緊密な関係にあることを示している⁽⁸⁾。実はこのことが第2の特徴である広い統制対象を「内在的統制」によって実質的に限定してしまうことになる。例えば、憲法的統制が単なる形式に流れて内容にまで及ばなかったり、あるいは憲法違反の法律または行為を黙認することである。後者については例えば、憲法は立法権を最高ソビエトの専決事項に限定している(32条)にもかかわらず、法律にもとづく命令たるべき最高ソビエト幹部会のウカース(49条〔ロ〕)が実質的な立法をおこなったり、また、憲法上なんら根拠のない党と政府の「合同決定」による、実質的法規範創設活動、さらにはウカースによる実質的な憲法条項の変更がある⁽⁹⁾。憲法の変更については、憲法が「最高ソビエトがその各院においてそれぞれ3分の2を下らない多数で採択した決議のみによって行われる」(146条)(傍点筆者)と規定しているにもかかわらず、「実際には、と

くに第77条（全連邦省名を列挙する）および第78条（連邦・共和国省名を列挙する）の如きは、幹部会令によって頻繁に変更されて朝令暮改の觀さえ呈して⁽¹⁰⁾いる。」

(c) ソビエト国家における憲法的統制の起源は、すでに1918年憲法に求めることができる。しかし特に幅広い憲法的統制はソビエト社会主義共和国の連邦形成後に行われた。それは、一方では連邦機関によって創設されたばかりの権力と管理との間の、他方では権限は共和国が保持してはいたが、しかし修正された権力と管理の間の相互関係をより良く形成するために必要であつた。⁽¹¹⁾1923年から1933年までの時期の憲法的統制の重要な機能は、1924年憲法にもとづいて、同時に、ソビエト大会、中央執行委員会、同幹部会にしたがって、ソ連邦最高裁判所が遂行した。

1924年憲法はつぎのように規定した。

「ソビエト社会主義共和国連邦の領土における革命的合法性を確認するために、ソビエト社会主義共和国連邦中央執行委員会のもとに、最高裁判所を設置する。その権限は次のとおりである。……

(b) ソビエト社会主義共和国連邦中央執行委員会の要求があつたとき、連邦構成共和国のなんらかの決定の合憲性について意見を答申する。……」⁽¹²⁾
(43条)

1923年から1933年の時期の憲法的統制は、連邦と各共和国の諸機関の法創造とそれらの機関の活動について行われた。その時期に起つた憲法違反は、第1に、組織違反⁽¹³⁾、第2に、権限違反⁽¹⁴⁾、第3に、立法違反⁽¹⁵⁾、第4に、手続違反⁽¹⁶⁾の四つのグループに分けることができる。⁽¹⁷⁾

連邦と連邦構成共和国の間の憲法的統制の方法は、例えば、連邦構成共和国憲法のソ連邦憲法への適合性についての統制の実現については、ソ連邦中央執行委員会とその幹部会が連邦構成共和国中央執行委員会幹部会に必要な措置を講ずるように提案する。逆に、連邦構成共和国中央執行委員会幹部会は、ソ連邦中央執行委員会幹部会に連邦機関の法令に対して抗議を申し入れることもあ

った。ソ連邦中央執行委員会幹部会は、1925年と1926年に、33のそのような抗議を審査した。そのうち14は認め、19は拒否したと記録されている。⁽¹⁸⁾

ソ連邦最高裁判所は、憲法43条にもとづいて憲法的・一般的監督に従事した。最高裁判所は、1924年5月から1926年10月の間に、ソ連邦中央執行委員会幹部会に対して、連邦機関の40の反憲法的法令に対して異議を申し立てた。しかし、最高裁判所は中央執行委員会、連邦構成共和国中央執行委員会および人民委員部に対して直接の憲法的統制権を有するのではなく、ソ連邦中央執行委員会幹部会の要請にもとづいてのみ審査をした。また、ソ連邦中央執行委員会幹部会は、関係機関の反憲法的法令を直ちに破棄するというような強行処置を取るのではなく、問題点についての説明あるいは憲法に合致する法令を導入する処置を取るよう関係機関へ提案するに止めた。⁽¹⁹⁾

(d) ソ連邦では、1960年代後半から憲法的統制制度の改革への志向が学界にあらわれてきた。その契機となったのは、1962年3月29日のソ連邦共産党第23回大会での中央委員会の活動報告と大会決定である。ブレジネフ第一書記は、活動報告の中でつぎのように述べている。

「国家建設の民主的原則を発展させつつ、党は、社会主義法秩序の厳守をもとにして、ソビエト諸機関の全活動と国家業務の統制への市民の広範かつ創造的な参加が、打ち立てられるべきであるという見解を堅持している。」

大会は、憲法遵守に対する統制の強化、ソ連邦最高ソビエトに対する政府・各省の責任の強化、連邦構成共和国最高ソビエトに対する連邦構成および自治共和国政府・各省の適合性の必要なことを決定した。

大会以後、ソビエトの法学文献の中で憲法的統制のもっとも有効な形態についての具体的な提起がなされるようになった。それは、憲法的統制機能を最高ソビエトとその幹部会から、権力の最高機関の中に設けられているが、憲法評議会 Совет⁽²⁰⁾（憲法委員会 Комиссияあるいは憲法委員会 Комитет）と名付けられた専門機関に移そうという構想である。⁽²¹⁾ 専門機関を設ける理由は、権力の最高機関たる最高ソビエトが、憲法的統制の任務を容易に、確実に実行しうるようにす

るためであると、説明されている。

むろん、この専門機関は、最高ソビエトに対抗するものではなく、それに従属する機関である。しかし、権力のすべての他の機関と政府から独立しており、それらに対して憲法的統制を実施する権能を有する。

評議会のメンバーは、最高ソビエトの代議員と専門家から成る。評議会の設置には、代議機関たる最高ソビエトの承認を必要とする。

評議会は、一定範囲の機関または組織の要請か、評議会固有の発議権にもとづいて憲法的法案、法律あるいはその他の法規範に対して、また若干の係争問題に対して意見を述べる。しかし、評議会は現行憲法で規定されているソ連邦と構成共和国の最高ソビエト幹部会が有する一定範囲の下級機関の法規範等に対する取消権を奪うことはできない。だが、幹部会は、その取消に際して、憲法的統制機関の意見を基礎として行⁽²³⁾う。

憲法的統制のもっとも広範な権能は、憲法的統制の連邦機関によって実行される。その連邦機関は、つぎのような問題に対して意見（答申）をする。

- (1) ソ連邦の法律と連邦構成共和国の憲法のソ連邦憲法への適合性について。
- (2) 連邦構成共和国の法律のソ連邦と連邦構成共和国の最高ソビエト幹部会のアクトへの、ソ連邦と連邦構成共和国の大臣会議のアクトのソ連邦憲法と法律への適合性について。
- (3) ソ連邦と連邦構成共和国との間の、あるいは共和国相互間の争いについて。
- (4) 連邦と共和国の国家機関の権限の問題について。

このような改革構想は、その提案の時期と内容から推測して、当面の重要な課題となっている新憲法の制定に呼応したものと考えられる。社会主義国の憲法の中でも最も古い憲法となった1936年制定のソ連邦憲法の改正については、1959年の第21回臨時党大会の憲法改正の決議、1962年4月の第6期ソ連邦最高ソビエト第1会期の「ソ連邦新憲法の起草」に関する決定と、そのための「憲法

委員会」の設置以来久しいが、未だに草案の発表を見ていない。しかし、その基本的特徴を、「社会主義的民主主義の一層の強化と発展」と「すべての市民の国家管理への参加」⁽²⁴⁾に求めていることは、ソ連邦の新聞、雑誌上に発表された党・政府首脳あるいは法律専門家の発言・論文等の共通の認識である。イ・ペ・イリンスキーは、1965年の「社会主義憲法の基本的特徴と原則について」⁽²⁵⁾と題する論文で、九つの新憲法の基本的原則を上げている。現在進められている憲法草案起草作業は、恐らくこの線に沿って進められているだろう。しかし、それがソ連邦の社会主義体制がもっている否定的側面、すなわち、極端な「権力統合の原理」から生じたソ連邦の国家体制のいくつかの欠陥、その制度的欠陥を基因とする市民の市民的自由や権利の侵害、に対する制度改革、あるいは市民の基本的人権を完全に保障する制度の導入につながるかどうかである。ことに憲法的統制については、前にあげた「憲法評議会」制度にとどまらず、さらに一步進めて、立法・行政機関から独立した機関による憲法的統制制度の導入が構想されるべきである。なぜならば、それなくしては、ソ連邦共産党第20回大会以来常に叫ばれている「社会主義的合法性の一層の強化と憲法で保護されている市民的権利の擁護」というスローガンの現実化を期待しえないからである。

⁽²⁷⁾
「社会主義的合憲性」の原理は、もともと法と権力にかかわる原理であるところから矛盾的緊張関係を内包している。すなわち、一方において、「国家権力を強化し確立する」という側面、他方において、「国家権力に一定の枠をはめて、それを制限する」という側面、換言すれば「法を破るモメント（合目的性）」と「法を守るモメント（合法性）」という相矛盾する両側面を有している。ところが「これまでしばしば社会主義的合法性は、法を破るモメントとしての合目的性、政治権力の要請に直結する法超越的合目的性、の優位において、むきだしの政治権力の発動を法的に正当化する役割を演じ」て来たことは、歴史的事実である。しかしながら、今日ようやく、かつて法超越的な合目的性をもとめた政治権力自身が、権力そのものの合理化と民主化とに迫られ

て、みずから法内在的な合目的性を前面におしださねばならなくなっているの
⁽²⁸⁾
 である。

注(1) Л. Д. Воеводин, Д. Л. Златопольский, Н. Я. Куприц, Государственное право зарубежных социалистических стран, Москва, 1972 г., стр. 463.

(2) См. И. П. Ильинский, Б. В. Щегинин, Конституционный контроль и охрана конституционной законности в социалистических странах, «Советское государство и право», 1969 г., № 9, стр. 41.

(3) М. Капелетти, 谷口・佐藤訳『現代憲法裁判論』（有斐閣）6頁。

(4) И. П. Ильинский, Б. В. Щегинин, Указ. соч., стр. 44.

(5) См. Там же, стр. 44.

(6) См. Там же, стр. 44.

(7) 連邦ソビエト立法事前審議委員会規程（1947年）は、委員会の目的と任務を、つぎのように規定している。

第1条 立法事前審議委員会は、ソ連邦最高ソビエトに上程される法律案の事前の検討と準備のための、連邦ソビエトの常任委員会である。

第3条 立法事前審議委員会は、他の常任委員会の管轄に属するものを除き、ソ連邦最高ソビエトに上程される法律案についての意見を連邦ソビエトに提出し、連邦ソビエトの委任にもとづき、または自分による立法発議の手続きで、法律案を作成する。

第4条 立法事前審議委員会は、連邦ソビエト議長の同意をえて、ソ連邦最高ソビエトに上程されるべき法律案の準備の必要につき、ソ連邦大臣会議に提案する。

(8) М. Капелетти, 前掲書, 8—9頁参照。

(9) 谷川良一氏は、あまりにも強大な幹部会の権限の今後について、つぎのように述べている。

「現行憲法の規定する最高ソビエト幹部会の権限については、明確を欠く諸点が見られる。そこで、1962年4月に発足した現行スターリン憲法に代わる新憲法草案起草委員会が現在も引続き起草準備中の新憲法草案においては、……不明確な幹部会の権限事項を明確にする要があるとの修正意見を開陳するソ連邦の学者もいる位である。」（谷川良一『ソ連邦の憲法と立法、行政、司法』（霞ヶ関出版）143頁）

(10) 谷川良一, 前掲書, 143頁。

松下輝雄教授は、その原理的背景を、つぎのように説明している。

ソ連邦における「いわゆる『革命的合法性』ないし『社会主義的合法性』における合法性概念は、近代西欧法に伝統的な『法の支配』あるいは『法治国家』でのそれとはほんらい原理的に異質のものである。法を階級闘争の手段、社会主義＝共産主義建設の用具と割りきり、政治権力に追従する法の合目的性を強調するマルクス・レーニン主義の徹底した権力主義的把握と、……圧倒的な権力の合目的的専断に対する下からの民主的コントロールが事実上、しばしば単なるフィクションとなる政治的気候のもとにあつては、法的規制は、規範の形式的ヒエラルヒーに対する考慮よりは、むしろ、それを当面する政治目的に適合していか用に用いられるべきか、という政策的考慮に従属する。……変転する政策に即応し所定の規範創設秩序を越えて、『命令』形式で立法がおこなわれる状況は、ソ連においてのみならず他の社会主義諸国家においても、共通のパターンとして見られる。」(松下輝雄『ソビエト法入門』〔UP選書107〕21—3頁)。

- (11) См. И. П. Ильинский, Б. В. Щегинин, Указ. соч., стр. 42.
- (12) 連邦最高裁判所の機能の詳細は、1923年11月23日の中央執行委員会の決定で承認されたソ連邦最高裁判所規則の中で述べられている。
- (13) 組織違反には、憲法によって権限を与えられていない機関によっておこなわれた最高機関の組織変更、憲法に規定されていない新しい機関の創設、連邦憲法に適合しない連邦構成共和国憲法の修正、などがあつた。
- (14) 権限違反には、連邦構成共和国による連邦機関の権限の奪取、連邦構成共和国の権限を犠牲にした連邦機関の権限の拡大、ある連邦人民委員部の他の人民委員部の権限への干渉、連邦の立法機関の管轄に属している法令の連邦人民委員部による公布などがあつた。
- (15) 立法違反には、連邦憲法の要求するソ連邦と連邦構成共和国の最高機関の法令の間の合致に関する違反、連邦の機関によるソ連邦全体に共通の立法の違反と連邦構成共和国の立法の違反などがあつた。
- (16) 手続違反には、連邦機関の法律と命令に関連して、連邦の機関と連邦構成共和国の機関によって許可された人民委員部の立法的法令と命令の公布手続の違反があつた。
- (17) См. И. П. Ильинский, Б. В. Щегинин, Указ. соч., стр. 43.
- (18) См. Там же, стр. 43.
- (19) См. Там же, стр. 43.
- (20) См. Там же, стр. 47-48.

ここで、Совет, Комиссия, Комитет と並列して、名称がつけられているが、その根拠は明らかにされていない。一般に Комиссия は、選挙委員会 (Избирательная комиссия) のように、官庁や政治団体の委任を受けた機関としての委員会の場合

に使用し、Комитет は、ソ連共産党中央委員会（Центральный Комитет КПСС）のように、政治的活動の指導機関としての委員会の場合に使用している。

21) この類似の制度は、すでに1949年のドイツ民主共和国憲法（66条）と1965年のルーマニア社会主義共和国憲法（53年）の下に設けられている。

22) ソ連邦憲法49条(ハ)、ロシア連邦共和国憲法33条(ハ)参照。

23) これは、丁度、一連の国際条約の批准についての幹部会のウカースが、最高ソビエトの外交委員会の意見を基礎としているのと同様である。

24) См. В. Ф. Коток, П. П. Фарберов, Конституция СССР-развивающийся основной закон общества и государства, «Советское государство и право», 1973 г., № 6.

25) イリンスキーがあげている9項目の原則は、つぎの通りである。

- (1) 労働者階級を先頭とする勤労者の政治権力を反映する人民主権の原則、
- (2) 基本的生産手段に対する社会主義的所有の原則、
- (3) 国家権力と、代議員が勤労者に対して責任を負う代表諸機関の絶対権との一致の原則、
- (4) 勤労者の国務決定への直接参加の原則、
- (5) 国家機関の組織と活動における民主主義的中央集権主義の原則、
- (6) 市民の民主主義的権利と自由の保障の原則、
- (7) 社会主義的合法性の原則、
- (8) 社会主義的国際主義の原則、
- (9) 社会・政治体制を異にする国家との平和共存の原則（И. П. Ильинский, Об основных чертах и принципах социалистических конституций, «Советское государство и право», 1965 г., № 1, стр. 28.）

26) 法学界では、すでに1965年頃から、つぎのような提言があった。例えば А. И. Лепешкин（Лепещкин）のソ連邦と連邦構成共和国の間の権限配分上の問題、人民代表制の中心的存在たるソビエトの活動上の不備、ソビエト選挙制度の一層の民主化について（См. Назревшие вопросы развития науки советского государственного права, «Советское государство и право», 1965 г., № 2.）、Л. В. Лазарев（Лазарев）の法律と最高ソビエト幹部会令との関係と、ウカースの発布対象事項の明確化について（См. О соотношении закона и указа, «Советское государство и право», 1965 г., № 5.）などである。

27) 社会主義的合法性の理論的展開は畑中教授のつぎの論文がもっとも詳細である。「社会主義的合法性の諸問題（一）——社会主義的合法性の原理——」（『立命館法学』31号）。

「社会主義的合法性の防衛——権力濫用に対する権利救済の制度——」（『立命館法学』39・40合併号）。

「社会主義的合法性と法の支配」（『法律時報』33巻4号）。

28) 松下輝雄，前掲書，44—48頁参照。

III

(a) ソ連邦を除く他の社会主義国の憲法的統制は、人民代表の最高機関たる人民議会によって実現されている。それは、憲法的統制が国家機関のあらゆる活動の中でも、最も重要な機能であるから、人民代表の最高機関たる人民議会が、それを行うべきだとの理解にもとづく。ユーゴスラビアとチェコスロバキアの両国では、特別に設けられた国家機関——憲法裁判所（Конституционный суд）——が、その機能を果している。

ソ連邦を除く他の社会主義国の憲法的合法性とその保障に対する統制は四つの基本的形態に分けることができる。以下憲法条項にもとづいてその制度上の特徴を一瞥してみる。

(b) (一) 憲法的立法とその他の規範的アクトに対する統制を最高の代議機関たる人民（国民）議会に付与しているのは、ブルガリア人民共和国とベトナム民主共和国の憲法である。

ブルガリア1947年憲法は、「人民議会だけが、ある法律が、憲法の要求している公布のためのすべての条件をもって公布されたかどうか、また法律が憲法に違反していないかどうかをきめる権利をもつ」（25条）（傍点筆者）と規定する。この規定にもとづいて、人民議会の常設機関である人民議会幹部会は、「憲法と法律に反する政府の決定と処分を取消す」権利（35条13号、65条）と「……人民ソビエトの違法および不当な行為を取消す権利」（66条）（傍点筆者）を有する。1971年憲法も、ほぼ同様の規定を設けている。まず78条は、人民議会は「憲法および法律の遵守に対する最高の監督権を行使」する（17号）と規定し、ついで85条で「(1) 人民議会は、法律が憲法に違反することのないよう十分に注意する。(2) 法律が憲法に違反しているかどうか、また憲法に規定された法律公布の要件が守られているかどうかは、人民議会だけがこれを決定する」（傍点筆者）と、憲法的統制が法律の内容のみでなく、制定の手續にも及ぶと規定

した。

ベトナム民主共和国の1946年憲法は、憲法的統制に関する規定を設けていない。しかし1960年憲法は、ブルガリア同様、それは国民議会にゆだねられた（50条3号）。また、政府、州、省単位の権力の地方機関の法令の取消権は、国民議会常任委員会に付与された（53条7号）。

ブルガリアとベトナムに代表されるこの形態の憲法的統制は、ソ連邦のそれにはほぼ類似している。

両国以外に、1952年ルーマニア憲法（24条、37条）と1960年チェコスロバキア憲法（41条）⁽¹⁾も、同様に最高代表機関に統制権が付与されている。もっとも最近の憲法である1974年のドイツ民主共和国憲法は、「法規は、憲法に抵触してはならない。法規の合憲性に対する疑義については、人民議会が決定する」（89条3号）と定めるとともに、司法機関の活動に関連して、「国家評議会は、人民議会の委託により、最高裁判所および検事総長の活動の合憲性および合法性に関し、常時に監督する」（74条1号）と規定している。

（二）ドイツ民主共和国では、1949年から1969年まで人民議会の中に憲法的統制を実施するための特別機関——憲法委員会（Конституционный комитет）——が存在した。この委員会の構成員と法律の合憲性に対する疑義提出権は、注目に値する。

1949年憲法は、つぎのように規定していた。

「人民議会は、その任期中（4年—筆者）に憲法委員会をもうけることができる。すべての党派はその議席に比例して、代表を憲法委員会におくる。共和国最高裁判所の3人の構成員と人民議会議員でない3人のドイツの国法学者も、憲法委員会の委員とならなければならない。（以上構成メンバー—筆者）

憲法委員会の委員は、人民議会によって選挙される。（以上選出機関—筆者）

憲法委員会は、共和国の法律が憲法に適合しているかどうかを審査する。

（以上委員会の任務—筆者）

共和国の法律の合憲性についての疑問を提出することのできるのは、人民

議会の3分の1以上の構成員、人民議會幹部会、共和国大統領、共和国政府および州代表者會議だけである。(以上疑義提出権者—筆者)

人民議會は憲法委員会の意見をきいてから決定をおこなう。人民議会の決定は、すべてのものを拘束する。

人民議會は、うえにのべた決定の施行についても議決をおこなう。政府および行政機関の処置が憲法違反であるかどうかを確定することは、人民議會に課せられた行政監督の職務からもたらされる人民議会の任務である。」

49年憲法が、明文で裁判官の合憲性審査権を否定して⁽²⁾(89条)、議會自身が設置した憲法委員会に法律の合憲性の審査権を認めたのは、裁判所は法律の奉仕者であって、法律に対する主人であってはならないのであって、もし裁判官に合憲性審査権を認めるならば、最高の立法者である議会の権威は奪われ、国家秩序の基礎としての法律が廃止されてしまうことになる、という理由にもとづくものであった。⁽³⁾

この委員会は、1968年憲法では廃止されて、統制権は国家評議會に移された。1974年憲法については、前に述べた。

1965年のルーマニア社会主義共和国憲法は、「憲法委員会」について規定している。

「法律の合憲性の監督権の行使にあたり、大国民議會は、その立法期(代議員の任期)を任期として、憲法委員会を選出する。

議員でない専門家が憲法委員会に選出されることが出来る。但し、その数は同委員会の総委員数の3分の1を越えてはならない。

憲法委員会は、それ自体の発意もしくは大国民議会の規則に定める機関の通告によって、大国民議會に報告および意見書を提出する。」(53条)

この委員会は現在も活動しており、委員会制度としては、社会主義諸国では唯一のものである。

(三) 1968年のドイツ民主共和国憲法は、憲法的統制の機能を、国家評議會にゆだねた。その重要な特質は、立法的法令に対する国家評議會の憲法的統制

が予備的性格を有する点にある。⁽⁴⁾ 憲法は、つぎのように規定する。

「国家評議会は、人民議会の会議の準備に当って、法律案を審議し、その合憲性を審査する。」(65条2号)

また、国家評議会は、国家諸機関の法規範および司法機関の活動についても憲法的統制と憲法的合法性の保障機能を果す。すなわち、「閣僚評議会その他の国家的諸機関の法規定の合憲性に対する疑いについては、国家評議会が決定する。」(89条3号) また、「国家評議会は、人民議会の委任により、最高裁判所および検事総長の活動の合憲性および合法性に関する恒常的監督を行う。」(74条)

ドイツ民主共和国1974年新憲法は、1968年憲法と異なり、国家評議会の憲法的統制の権能を、人民議会の委任による最高裁判所および検事総長の活動の合憲性および合法に関する監督のみに限定した(74条1項)。そして憲法的統制の機能は、人民議会が果すことになった。

憲法的統制と憲法的合法性を保障する機能を、最高の代議制機関の常設機関たる幹部会（または国家評議会）にゆだねている社会主義国が多いのは、第2次大戦後の人民民主主義諸国が国家体制のモデルをソ連邦に求めたことによる。前にあげた国家の憲法の外に、チェコスロバキア48年憲法(65条)、アルバニア50年憲法(20条)、モンゴル40年憲法(29条)と60年憲法(34条)がある。

また、ハンガリー人民共和国1949年と1972年の両憲法は、つぎのような内容の規定を設けている。

人民共和国の幹部会は、憲法の実施を監視する。この権限にもとづいて、幹部会は憲法に反し、または勤労人民の利益に反する国家管理機関および国家権力の地方機関のすべての法令、行政決定または措置を取消し、または変更することができる(49年憲法20条2項、72年憲法30条2項)。また、幹部会は、その活動が憲法に違反するか、また勤労人民の利益を著しくおびやかしている国家権力の地方機関を解散させる権利を有する(49年憲法20条3項、72年憲法30条2項)。

この憲法的統制の効果としての地方機関の解散は、他の諸国の憲法にはみら

れない特徴である。

憲法的統制の権能は幹部会にあるが、その権能の及ぶ範囲が限定されている例としては、朝鮮民主主義人民共和国憲法（1948年）とポーランド人民共和国憲法（1952年）がある。

朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議常任委員会は、憲法あるいは法律に違反することを理由とした決定ならびに法令の取消権を内閣の決定および法令に対してのみ有するにすぎない（49条3号）。ポーランド人民共和国国家評議会は、地方機関（国民評議会）の法令に対してのみ有する⁽⁵⁾（27条）。しかし、両国の新しい憲法は、憲法的統制権の及ぶ範囲を限定していない。1972年の朝鮮民主主義人民共和国憲法は、従来の最高人民会議とその常設会議以外に、新たに、最高人民会議で直接選出される国家元首たる共和国主席（89条、90条）と、共和国主席の提議により人民会議で選出された構成員（共和国副主席、中央人民委員会書記長、委員）で組織される「国家主権の最高指導機関」たる中央人民委員会（76条4号、100条）を設けた。中央人民委員会は、「憲法、最高人民会議法令、共和国主席命令、中央人民委員会政令、決定、指示の執行状況を監督」する任務と、「それに反する国家機関の決定、指示を取消す」権限を有する（103条5号）。1976年のポーランド人民共和国憲法は、国家評議会が、一般的に「法律の憲法との適合性を監視する」と規定した（30条3号）。

（四）ユーゴスラビア、チェコスロバキアおよびキューバの憲法は、国家権力の最高機関から切り離された憲法的統制と憲法的合法性保障の特別機関——憲法裁判所——の設置を規定した。

憲法裁判所は、他の国家機関——国家権力機関、国家管理機関、検事局、裁判所——のいずれとも関係のない特別の国家機関である。また、『裁判所』の名称で表現されているが、裁判機関の主たる特質である裁判を行い、刑事・民事事件を審査し、解決するということは行わない。憲法裁判所の第1の課題は、憲法と憲法的合法性の遵守に対する統制と国家の最高機関の定めた法令への他の法令の適合性の統制にある⁽⁶⁾。

憲法的統制のための特別機関は、最初にキューバ共和国で創設された。1959年のキューバ共和国基本法は、憲法的統制を実現するために、最高裁判所の部会の一つに「憲法的・社会的保障の部会」をもうけた（150条）。同部会が審議する事項は、第1に、憲法的権利およびその保障を侵害する非憲法的な法律、法令、布告、命令および他の法令についての申告。第2に、事件の審理の際に適用されねばならない法律、命令およびその他の規定の合憲性についての裁判官および裁判所の見解。第3に、訴願（上訴・控訴）の手續でもって行われている市民の基本的権利に関する申告、または、いずれかの権力機構もしくは裁判所に向けられた申告あるいは放置されたままになっている申告。第4に、基本法の改正およびこの改正の手續その他の合法性、その他について、である（160条）。

憲法は、また、『違憲性』の節を設け、そこで「裁判官および裁判所は、基本法と現行法との対立を解決する義務を負い、憲法が常に他の法律に対する優先権を行使するとの原則に従う。……あらゆる場合において、違憲と宣せられた、立法的または命令的決定、または行政処分は、法的に無効であり、法廷における決定の公示日から意義および効力を有しないとみなされる」とも規定している（172条）。

ユーゴスラビア1963年憲法は、憲法的合法性の保障と市民の憲法的権利と自由の擁護の責任を負ったユーゴスラビア憲法裁判所と共和国憲法裁判所を創設した。この特別機関は1974年の新憲法で、さらに強化され、すでに10余年の歴史を重ねた。詳しくは項を改めて述べる。

チェコスロバキアでは、1968年の「チェコスロバキア連邦に関する憲法的法律」にもとづいて憲法裁判所を創設することになっているが、未だに設けられていない。憲法上のチェコスロバキアの憲法裁判所制度は、ユーゴスラビアの憲法裁判所制度と比較的類似している⁽⁷⁾ので省略する。

注(1) チェコスロバキア憲法では、国民議会自身が取消権を行使する。41条2項は、「国

民議会は、憲法の遵守を監督する。スロバキア民族協議会の制定する法律、政府の発する命令または規則、および地方の国民委員会の発する一般的拘束力をもつ命令が、憲法または他の法律に違反する場合には、これを取消することができる」と規定している。

- (2) 1949年憲法89条は、「裁判員は、手続きをまって公布された法律が憲法に適合しているかどうかを審査してはならない」と、規定していた。
- (3) 影山日出彌『憲法の基礎理論』（勁草書房）303頁参照。
- (4) См. И. П. Ильинский, Б. В. Щетинин, Конституционный контроль и охрана конституционной законности в социалистических странах, «Советское государство и право», 1969 г., № 9, стр. 45.
- (5) 朝鮮民主主義人民共和国では、地方人民会議の法令は、最高人民会議によって取消されるし、ポーランド人民共和国では、政府の法令は、セイム（国家権力の最高機関）によって取消される。
- (6) См. Л. Д. Воеводин, Д. Л. Златопольский, Н. Я. Куприц, Государственное право зарубежных социалистических стран, Москва, 1972 г., стр. 464.
- (7) 以上 III の叙述は、И. П. Ильинский, Б. В. Щетинин, Там же, стр. 45-47. を主に参照した。

IV

(a) ユーゴスラビアの「独自の社会主義の道」は、スターリンによるコミンフォルムからの除名に端を発するが、その実体はソ連邦の官僚主義との対決にあった。ユーゴスラビアは、自国の社会主義建設を「反官僚主義を旗印とし、プロレタリア独裁 = 社会主義国家はその目標を『国家死滅』に求めなければならないとした。」⁽¹⁾ 1963年憲法は、ユーゴスラビア社会主義の集大成であり、その中心原理は『自治』であった。「自治は、ユーゴスラビアにおけるすべての社会団体の侵すべからざる基礎として憲法によって規定された憲法的カテゴリー」⁽²⁾となっている。カルデリによれば、ユーゴスラビアの自治は、第1に、ユーゴスラビアの社会・政治制度の基本原則、全社会制度建設の基礎であり、第2に、社会的計画、その他すべての措置は、自治を考慮に入れなければ

ならないこと、第3に、自治は、権力の濫用・専断的行政で特徴づけられる官僚主義に対抗し、それを排除しうる武器の役割を果すものである、と位置づけられている。⁽³⁾63年憲法は、自治を、経済分野その他の社会活動面における組織原則としているだけでなく、権力の領域における組織原則としても提示した。この原則を確認し、かつ保障して憲法は新しい政治・法的制度を採用した。その一つが合憲性と合法性擁護の機構たる憲法裁判所である。ユーゴスラビアは、独立機関としての「憲法裁判所」の形態でもっての憲法司法部を導入した最初の社会主義国家である。ユーゴスラビアの第4回目の1974年憲法は、それを一層強化する規定を置いた。⁽⁴⁾憲法は『合憲性と合法性』と記した特別の章（第2部第4章204条—216条）と、その保障の内容、メカニズムおよび方法について記した章「ユーゴスラビア憲法裁判所」（第4部第7章375条—396条）を設けた世界のただ一つの社会主義国家である。

ユーゴスラビアが、独立機関としての憲法裁判所を採用した理由は、B.イワノビッチによれば、つぎの二つに要約することができる。⁽⁵⁾第1は、法体系の統一を保障しつつ、「下級」機関の規範的アクトに対する点検・統制の必要性にもとづく。63年憲法以前は、連邦議会と共和国議会のみが、ある法律の憲法適合性の問題を判断し、執行政治機関と統治機関の規範的アクトを取消すか、あるいは無効にする権利を有していた。したがって、通常裁判所は、法律が憲法に一致していないと考える場合でも、その法律を適用すべき義務を負っていた。ただし通常裁判所は、法律以外の他の規範的アクトに対しては、それを合憲的でないと判断した場合には、その適用を拒絶できた。しかし、それを無効または取消す権限は与えられていなかった。ユーゴスラビアの経験は、そのような定めが有効性をもたぬことを証明した。たとえば、連邦議会と共和国議会は、それまでに、わずかの違憲・違法の規範的アクトを無効にしたのみであり、そのことが結局は、社会・政治共同体の利益を損ったり、その他の諸問題の最良の解決をもたらさなかったことが明らかになった。第2は、自治の権利および憲法または最高機関のアクトによって定められた諸権利に対する侵害の

可能性を除去することにある。これらの権利は、連邦議会であっても、また共和国議会であっても、侵すことはできない。憲法は、「憲法および法律によって定められた社会・経済的および政治的諸関係の実現のため、人と市民の自由と権利、自主管理、社会所有、協同労働組織、その他の自主管理組織と共同体、社会・政治共同体の自主管理権、その他の権利の擁護のため、合憲性と合法性の擁護が保障される」(204条)と、合憲性と合法性の擁護の必要性を定めるとともに、「合憲性と合法性についての配慮は、裁判所、社会・政治共同体、協同労働組織、その他自主管理組織と共同体の機関、並びに自主管理的、公共的其他社会的機能の保持者の義務」であること、また、「合憲性と合法性の擁護についての発議を行うのは勤労人民と市民の権利であり、義務」であると規定する。そして、この合憲性を擁護し、合法性を保障する独立の機関として、憲法裁判所が設けられていると定めている(205条)。

憲法裁判所の活動は、すでに10余年になる。それから得られた経験は、今後の社会主義体制に重要な示唆を与えた。第1に、憲法裁判所制度は、社会主義体制とは矛盾しないということである。それどころか、それは存在できるし、事実、ユーゴスラビア社会主義国家の政治システムの重要な要素たる立憲体制を擁護する役割を果たしてきた。第2に、それは憲法と法律にもとづいて決定した社会・経済的、政治的関係の実行のための合憲性と合法性の擁護、同時に、人と市民の自由と権利の擁護、自主管理、社会的所有、そして協同労働組織と共同体または社会共同体の自主管理と他の諸権利を擁護する役割への期待に十二分に答えてきた。すなわち、合憲性と合法性の擁護が、社会主義国家のなお以上の発展にとって重要な要素であることを示した。⁽⁷⁾

(b) ユーゴスラビアの合憲性を特徴づける第1の要素は、ユーゴスラビアの連邦組織と、その中での連邦の諸関係にある。ユーゴスラビアは、一つの連邦と六つの共和国、そして一共和国の中にある二つの自治州で構成されている(憲法2条)。したがって、連邦、共和国、そして自治州の三つの合憲性は相互に補い合い、対立してはならないということである。憲法1条は、つぎのよう

に規定している。

「ユーゴスラビア社会主義連邦共和国は、労働階級と全勤労者の権力と自主管理を基礎とする自発的に結合した諸民族とその社会主義共和国ならびにセルビア社会主義共和国の構成の中にあるヴォイヴォデナ、コソヴォ両社会主義自治州の国家共同体としての、また勤労者、市民、同権的民族、少数民族の社会主義的自主管理民主主義共同体としての同盟国家である。」

第2の要素は、連邦の合憲性の内容が、連邦憲法の絶対的優位と、憲法に基礎を置く連邦法の部分的優位によって決定される。すなわち、共和国憲法、自治州憲法は、ユーゴスラビア社会主義連邦共和国憲法に対立することはできない。また、すべての法律、その他の規則、社会・政治共同体の機関の全般的文書、ならびに協同労働組織、その他の自主管理組織と共同体の自主管理的全般的文書は、連邦憲法に一致しなければならない（206条）。さらに、連邦機関のすべての規則、その他の全般的文書は連邦法に一致しなければならないし、共和国と自治州の法律、その他の規則、社会・政治共同体の機関の全般的文書ならびに自主管理的全般的文書は連邦法に対立してはならない。もし共和国法と自治州法が連邦法に対立する場合には、憲法裁判所の決定があるまで一時的に共和国法および自治州法が適用され、連邦法の実施につき連邦機関が責任を負う場合には連邦法が適用される（207条）。

そのほか、法律、その他の規則、ならびに社会・政治共同体の機関の全般的文書は、特に正当な理由のない限り、発効の8日前に発表されなければならない（208条、209条）。また、法律その他は、原則として遡及的效果を持ち得ない（211条）。執行的、管理的仕事を行う管理機関その他の国家機関のすべての個々の文書と措置、ならびに公共の権限の遂行に際して採択する協同労働組織、その他自主管理組織と共同体の個々の文書は、法律または法律にもとづいて採択された規則にもとづかなければならない（212条）。その個々の文書と措置において、権利と義務を定め、法律にもとづいて強制または制限の措置を適用できるが、すべての者に対し、自己の権利と利益を守り、採択された文書に反対

して苦情を申し立て、または法律によって定められたその他の法的手段を用いる可能性が与えられる手続による場合に限られる(213条)と、すべての者に苦情申立の権利があると定めている。

(c) ユーゴスラビアの憲法司法部は、連邦主義の原理にもとづいて形成されている。すなわち、ユーゴスラビア憲法裁判所、共和国憲法裁判所(ボスナ・ヘルツェゴヴィナ、マケドニア、スロヴェニア、セルビア、クロアチア、そしてツルエゴラの6社会主義共和国の)、ならびに自治州憲法裁判所(セルビア社会主義共和国の構成の中にあるヴォイヴォデナとコソヴォの2社会主義自治州の)の九つの憲法裁判所がある。それらすべての裁判所は、それぞれが属する社会・政治共同体の立憲体制の中において独立の機関である。また、それらの間にはヒエラルキー的な関係はない。ただしユーゴスラビア憲法裁判所の決定は、連邦憲法と連邦法に対する関係において、共和国と自治州の憲法裁判所を拘束する⁽⁸⁾。

(d) ユーゴスラビア憲法裁判所の裁判管轄権はかなり広範囲にわたるが、人と市民の自由と権利および自主管理についての権利を個別的に実現する決定を含まない。前者は通常の裁判所の、後者は特別の自主管理裁判所の権能に属する。憲法裁判所の裁判管轄権は、つぎの三つのグループに分けることができる⁽⁹⁾。(1) 法律、規則および全般的文書の合憲性と合法性についての決定の形成。(2) 社会・政治共同体の機能についての決定の形成。(3) 様々の機関の間の裁判権の衝突の領域への決定の形成、である。

第1のグループは、法律と連邦憲法との一致性、共和国法・自治州法が連邦法に対立しているか否か、規則およびその他連邦機関の全般的文書の連邦憲法および連邦法との一致性、さらに社会・政治共同体の機関の規則およびその他の全般的文書・自主管理的全般的文書が連邦憲法に一致しているか否か、その遂行につき連邦機関が責任を負う連邦法と対立するか否かにつき決定することである(375条1—4号)。憲法裁判所の権能は、共和国と自治州の憲法とそれ以外の法律その他の全般的文書を含むすべての規範に対する関係において異なっている。共和国と自治州の憲法に関しては、それらが連邦憲法に対立するか否

かについて、ユーゴスラビア社会主義連邦共和国議会に対して意見を提出するのみである。したがって、この通告は議会への干渉の権利を意味しない(378条)。これに対して、法律その他の全般的文書を含むすべての規範に対しては、その効力について干渉する権利を有する(384条、385条)。

第2のグループは、連邦と共和国、または自治州の間、各共和国の間、共和国と自治州の間、異なる共和国の社会・政治共同体間の権利または義務に関する争いを、法律によってかかる争いの解決が他の裁判所の権限とされていない場合には、憲法裁判所がその解決に当る(375条5号)。この種の争いを解決することは——実際には憲法裁判所の訴訟手続には記録されていないが——連邦と連邦の構成単位たる共和国と自治州の間の機能の分割を基礎とした連邦関係を保障する重要な要素の一つであり、また連邦制度とその安定化の表現でもある。⁽¹⁰⁾

第3のグループは、共和国と自治州の憲法裁判所の間、裁判所と連邦機関の間、連邦機関と共和国または自治州機関の間、裁判所と2ないしそれ以上の共和国の領土、または共和国、自治州の領土に亘る他の国家機関の間の権限の衝突を解決する(375条6号)。この権能も連邦関係の本質にかかわることであり、また連邦の構成単位の領域の諸機関の間の裁判管轄権の立憲的に確定した決定の実現を保護するものである。⁽¹¹⁾

さらに、ユーゴスラビア憲法裁判所は、社会機関としての、また、一方では憲法と法律の実施、他方では合憲性と合法性の保護の積極的な参与者としての機能を果たす。すなわち、ユーゴスラビア憲法裁判所は、合憲性と合法性の実現にとっても重要な現象を注視し、合憲性と合法性の実現の状況と諸問題につきユーゴスラビア社会主義連邦共和国議会に通報し、合憲性と合法性の確保、市民および自主管理組織と共同体の自主管理権その他の自由と権利の擁護のための法律の採択と変更、その他の措置の実行につき、ユーゴスラビア社会主義連邦共和国議会に意見を提出し、また提案を行う(376条)。また、権限ある機関が、ユーゴスラビア社会主義連邦共和国憲法の規定、連邦法、その他の連邦規則と全般的文書の実施のための規則を採択する義務があるにもかかわらずそれ

を採択しなかったことをユーゴスラビア憲法裁判所が確認する場合には、それにつきユーゴスラビア社会主義連邦共和国議会に通報する(377条)。

これらの裁判権は干渉の性質を持つものでなく、憲法裁判所が憲法と法律にしたがって、またそれらの履行に関連して、社会関係の確立と強化のプロセスにおいて常に積極的に課題を遂行すると同時に他の諸機関の刺戟者としての意味をもつ。⁽¹²⁾

(e) ユーゴスラビア憲法裁判所の決定の拘束力は、連邦議会を含む連邦機関のすべての機関に及ぶ。またその決定にしたがわない機関や組織のあることを予想して憲法は、この決定の効力を保障するために連邦執行評議会の義務を定めた。さらに憲法は、決定を執行する責任ある者が、その決定を遂行しない場合には特別の措置を命ずることができる権利を確立した。憲法394条は、「ユーゴスラビア憲法裁判所の決定は義務的であり、執行されなければならない。必要な場合には、連邦執行評議会がユーゴスラビア憲法裁判所の決定の遂行を保障する。ユーゴスラビア憲法裁判所は、憲法裁判所の決定の不遂行を理由として、責任者に対して措置をとることを要求することができる」と規定している。

(f) 法律を含む全般的文書の合憲性と合法性を評価するユーゴスラビア憲法裁判所の権限は、その規範の種類によって異なる。すなわち、法律を無効とする権能は、その法律を制定する議会が有するが、他の全般的文書と自主管理の一般的アクトを無効とする権能は、憲法裁判所にある(384条、385条)。ただし前者については、ユーゴスラビア憲法裁判所は連邦法、共和国法および自治州法が連邦憲法に一致していないということ、あるいは共和国法と自治州法が連邦法に反していることを発見した時は、対応する議会にその旨を必ず送付しなければならないし、決定でそのような事実を立証すべき義務がある。憲法裁判所の決定を受け取った議会は、議会の要請で裁判所によって延期しうる期間である6ヵ月以内に、裁判所の決定で規定されたようなアクトにしなければならない。すなわち、連邦憲法にもとづいて法律を作ること、共和国法・自治州

法と連邦法との間の対立を除去することである。もし権限ある議会が、憲法あるいは憲法裁判所が定めた期間内にそれに対応する措置を講じない時には、憲法裁判所は法律あるいはその他の規程が失効した旨の決定を下す（384条）。憲法裁判所のこの2回目の決定は、その法律または規程の違憲性を確定する宣言的性格を有する。

(g) 憲法は憲法裁判所の活動原則を定めている。「ユーゴスラビア憲法裁判所の活動は公開である。」(380条)「……裁判所は、原則として、公開の審議を基礎として、決定を採択する。」(392条) 憲法はまたユーゴスラビア憲法裁判所は事件の決定を多数決でなすと定めている。憲法のこの規定にしたがえば、決定と解決は、裁判所の全員の投票の過半数をもって採決する（391条）。それは裁判所の決定の根拠をあらわし、また相対的多数決の排除をあらわし、さらに裁判所の構成員全員の多数決でなされるべきことをあらわしている。採択に当って意見を異にしたメンバーは、その異にする意見を、理由を付して書面で裁判所に提出する権利と義務を有する。M.カベレッティは、この制度を「ヨーロッパの他国で採用されているものよりもさらに革新的でさえあるように思われる」と評価している。⁽¹³⁾最後に、憲法は、ユーゴスラビア憲法裁判所の決定は、ユーゴスラビア社会主義連邦共和国官報に、法律その他の規則または全般的文書が発表される公式出版社に、または裁判所が決定を行う自主管理文書が発表される方法で発表されると定める（395条）。裁判所の決定を公表することは、裁判公開の原則にもとづくとともに、決定の発表によって、それらの決定の効力発生⁽¹³⁾の根拠を示す役割を果すことにある。

(h) 連邦憲法は、合憲性と合法性を審査するための手続開始の方法を定めている。ただし、手続開始の発議と請求を分けて扱っている。すなわち、何人も憲法裁判所の合憲性と合法性の審査のための手続開始を発議することができる（387条前段）。ただし、それは裁判所を直接拘束しない。憲法裁判所は、憲法上認められた提案者からの手続開始の請求を受けた時には、必ず手続を開始しなければならない。この提案者を、つぎのようないくつかのグループに分ける

ことができる。

- (1) 連邦、共和国、自治州、共同体および共同体連合の議会。
- (2) 連邦、共和国および自治州の幹部会。
- (3) 執行および行政機関、すなわち、連邦、共和国および自治州の執行評議会。同じく共和国と自治州の書記とそれに相当する行政の最高機関を含む公務員。
- (4) 司法機関、すなわち、すべての審級の裁判所と検察官の活動中に合憲性と合法性の問題が提起された場合には連邦、共和国および自治州の検察官およびこれに相当する軍事検察官。
- (5) 全審級の自主管理社会弁護士。
- (6) ユーゴスラビア社会主義連邦共和国憲法または連邦法により定められた権利が侵害された場合の協同労働組織、地方共同体、自主管理利益共同体、その他自主管理組織と共同体。
- (7) ユーゴスラビア社会主義連邦共和国憲法との不一致の故をもって、規則、社会・政治共同体のその他の全般的文書および自主管理的全般的文書の実行を停止させる権限を憲法および法律によって与えられている機関。
- (8) 連邦、共和国および自治州の公共帳簿管理機関。
- (9) 共和国と自治州の憲法裁判所。

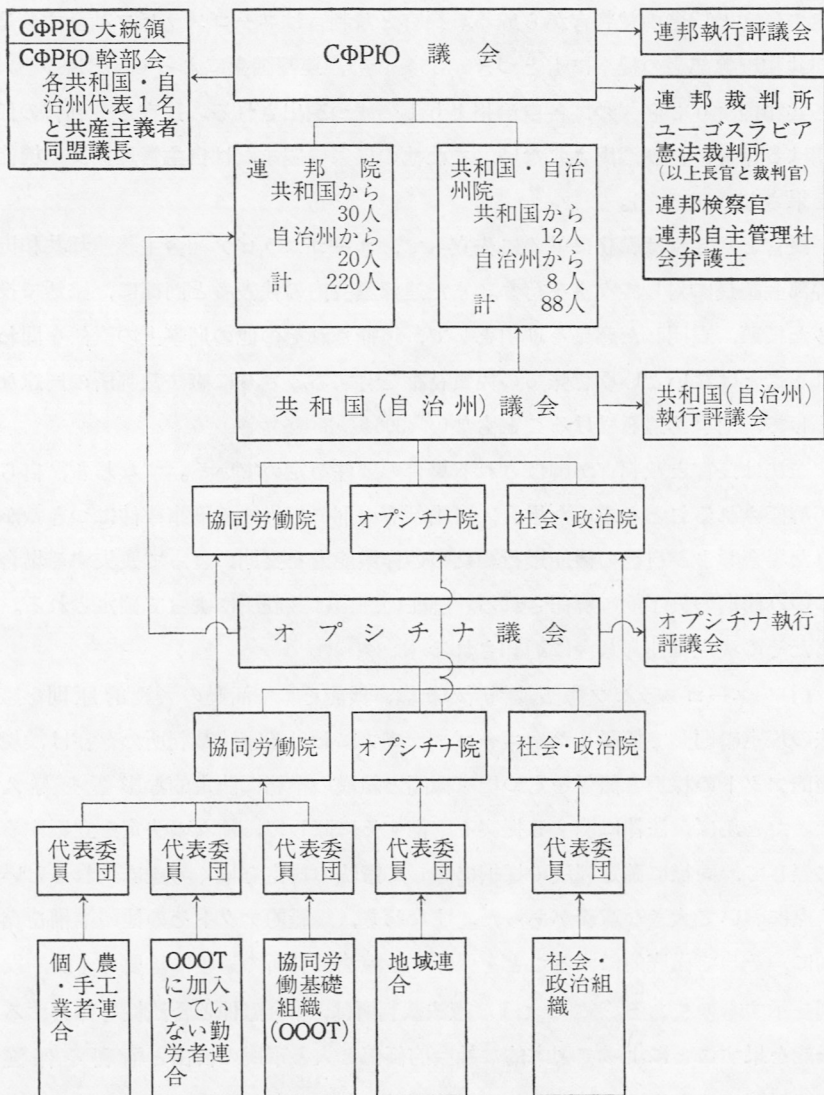
このように手続開始の権限を有する者の範囲は広い。これ以外に、ユーゴスラビア憲法裁判所は、自ら合憲性と合法性の審査のための手続を開始する権能を有する。このセルフ・イニシアチブの根拠と動機は、憲法がいかなる制限規定も置いていないように、むしろ例外的でさえある。それは、個人あるいは集団の発議、権限のない提案者からの申し込み、あるいは情報のような形で指摘され、もちこまれる権限のない者の要求（提案）などに答えるためである。それ以外に、直接裁判所のメンバーあるいは裁判所が、合憲性・合法性の違反の事実を知ることがあり得るからである。憲法裁判所のこのような権限は、裁判所の作用における極端な形式主義を排除するためである。⁽¹⁴⁾

(i) ユーゴスラビア憲法裁判所の構成はつぎのようである。裁判所は、1名の長官と13名の裁判官から成る。長官と裁判官はユーゴスラビア社会主義連邦共和国幹部会の提案にもとづき（315条4号）、連邦議会によって（283条9号）、各共和国より2名ずつ、各自治州より1名ずつ選出される。長官と裁判官の任期は8年で、再び選出されない。また他の国家機関または自主管理機関の機能を果さない（381条）。

長官と裁判官は職務に就くに先立って、ユーゴスラビア社会主義連邦共和国幹部会議長に対して宣誓を行う。また連邦議会内の代表者と同様に、法廷で投じた投票、表明した意見を理由として、逮捕されその他の刑事上の責任を問われることはないという意味での免責特権を有する。さらに憲法裁判所の同意なくして、刑事訴追を受けることもない（306条、381条）。

憲法は長官と裁判官が解任される場合の要件を定めている。すなわち、自らが解任されることを求めた場合、自由剝奪の刑に相当する刑事事件につき裁かれた場合および自己の機能遂行のための作業能力を長期に亘って喪失する場合にのみ任期の終了前に解任される。解任の理由は裁判所によって確定される。またその決定は連邦議会に通知される（382条）。

(j) ユーゴスラビア憲法裁判所の組織、機能そして活動の一般的原則を憲法の規定に則して概説した。ユーゴスラビアにおける憲法裁判所の存在は、規範的アクトの採択と関係をもつ国家機関と組織の業務に決定的な影響を与えた。たとえば、法律に関する提案を準備するに際して、種々の決定を立案するに際して、同様に確定判決の採択に際して憲法の規定を早く考慮に入れるという点において大きな意義があった。すなわち、規範的アクトその他の準備を真剣に、そして徹底的にすることを保障する憲法裁判所の過渡に重要な予防的役割を示すものである⁽¹⁵⁾。このような憲法裁判所は、「合憲性と合法性を擁護する機能を果すことによって根本的な社会的価値と人と市民の自由と権利を保護し、保障するために貢献したし、なお貢献している⁽¹⁶⁾」といえる。



注(1) 高屋定国「ユーゴスラビアの政治制度」(『日本政治学会年報1973年』〔岩波書店〕258頁)。

(2) *Constitution of the Socialist Federal Republic of Yugoslavia.*, Preface, J. Djordjevic., «Collection of Yugoslav Laws», Volume VII, 1963., p. IV.

(3) エドワルド・カルデリ「新憲法の特徴——草案採択にあたって——」(小林孝輔監修『ユーゴの新憲法』〔日本社会党機関紙局〕197頁参照)。

(4) 1974年憲法の和訳は、(1) *The Constitution of the Socialist Federal Republic of Yugoslavia*, Belgrad, 1974. (2) Конституция Социалистической Федеративной Республики Югославии, «Юридическая литература», Москва, 1975. によった。

なお、ユーゴスラビア社会主義連邦共和国(СФРЮ)の権力と自主管理機関の組織は、左図のとおりである。

(5) См. Б. Йованович, Конституционные суды Югославии, «Советское государство и право», 1967 г., № 3, стр. 113-114.

(6) Cf. Dordi. J. Casa, Constitution Judiciary in Yugoslavia, «Yugoslav Law», 1976, № 1, p. 24.

(7) См. Б. Йованович, Указ. соч., стр. 123.

(8) Cf. Dordi. J. Casa, *op. cit.*, p. 26.

(9) Cf. *Ibid.*, p. 26.

(10) Cf. *Ibid.*, p. 27.

(11) Cf. *Ibid.*, p. 27.

(12) Cf. *Ibid.*, p. 28.

(13) М. Капеллетти, 谷口・佐藤訳『現代憲法裁判論』(有斐閣)97頁。

(14) Cf. Dordi. J. Casa, *op. cit.*, p. 32.

(15) См. Б. Йованович, Указ. соч., стр. 122.

(16) Dordi. J. Casa, *op. cit.*, p. 34.

V

第2次大戦後の憲法に共通する基本的特徴は、第1に、議会主義の強化を目的とするその再編成であり、第2に、国家行為、とくに公権力の決定と執行の憲法への適合性=憲法的統制=憲法保障の強化にあるといってよい。後者の憲法的保障は、各国様々の形態で行われている。西欧諸国では、「法の支配」の

思想とアメリカの伝統的制度に習って、主として司法的保障形態でそれを実現しようとする方向が見られたのに対して、社会主義国では、議会か、議会自身が設置する機関に法律の合憲性の審査権を認める憲法保障形態が採られてきた。

合憲性・合法性の理論は、近代西欧法では「法の支配」とか「法治主義」とか称えられて、それは「国家権力が法のもとに、法によって定められた軌道によってのみ行使されるところに、この政治権力の正当性を認める」ということを意味し、その理念とするところは、国家権力の恣意的支配の排除と、それによる個人の権利の保護である。この西欧法の「合法性」理論に対するプロレタリアート独裁国家の「合法性」理論は、「革命的合法性」あるいは「社会主義的合法性」理論である。⁽¹⁾社会主義的合法性とは、「全国家機関、公務員、社会諸組織、市民による、社会主義的社会秩序、市民の権利と自由の不可侵性を確保する、憲法、法律、これらにもとづいた国家機関の法令の無条件かつ正確な遵守である。」

憲法保障機能を果すべく主張されている「法の支配」と「社会主義的合法性」の形式的類似性にもかかわらず、その内容の異質性が強調されるのは、本来この理論が、国家権力と法のかかわりかたの理論であることから基本的には権力の本質的相異にかかわってくるからである。現に、社会主義国が、近代法は形式的で、虚偽的な性格をもっていると批判すれば、西欧諸国は、社会主義国があまりにも社会主義社会の建設と「社会主義社会の秩序」の強化を強調することによって、「革命的合法性」の相対的かつ柔軟な解釈と、実質的な「革命的合目的性」の強化、すなわち、法超越的国家権力の合目的的な発動を正当化して、「市民的自由の権利」、「権利の平等」および政治的・行政的恣意に対する法的保障の要請に⁽²⁾応えていないと批判する。

社会主義社会の「否定的現象」への社会主義国の対応の一つの実験が「ユーゴスラビアの社会主義への道」であることはよく知られている。憲法は、ユーゴスラビア社会主義連邦共和国は任意に結合した同権の諸民族の同盟国家にして、勤労人民の権力と自治管理にもとづく社会主義的民主主義的共同社会であ

ると、規定したが、この自主管理の原則にもとづく社会主義社会を建設するために、「自主管理と社会主義的自主管理民主主義のあらゆる形態を拡大、発展させ、特に政治権力の機能が優先する分野においては強制を制限し、強制の排除のための条件を作り」（基本原則 IX）上げなければならぬと強調している。憲法は、合憲性と合法性の原則を採用し、特別の憲法裁判所を設けた。憲法裁判所は、「特別な政治的裁判制度であって、合憲性と合法性の遵守を基礎とし、客観的な裁判方法により、種々の中枢部の間の複雑な関係を調和させ、各市民ならびに集団および一般に共同体の権利と利益を擁護することをその目的とし⁽³⁾ている。」

本稿は、社会主義諸国の憲法保障機能について、憲法条項にしたがって制度面からのアプローチを試みたものであるが、社会主義国の動向は必ずしも様でない。ユーゴスラビアについても、10余年の憲法裁判所の活動を判例を中心に検討してみる必要もある。和田教授は、西ドイツとイタリアの憲法裁判所について、「西ドイツにおいてはその最初の試練に生き残ったが、イタリアでは、一般に⁽⁴⁾いまだ試練の中に立たされている」と述べているが、社会主義国についてはどのような評価が成り立つか、今後さらに検討を進めてみたい。

注(1) 松下輝雄『ソビエト法入門』（UP選書）92頁参照。

(2) 松下輝雄，前掲書，92—93頁，112—113頁参照。

(3) Йован Джорджевич，Основные черты новой Конституции Югославии，〈Советское государство и право〉，1964 г.，№ 4，стр. 132.

(4) 和田英夫「憲法保障機関としての裁判所——西ドイツとイタリアの憲法裁判所を中心として——」（和田・小林(三)・小林(孝)編『現代の裁判と裁判官』（ぺりかん社）91—92頁）。